

## 子ども・子育て計画 中間年の見直しについて

## 1、計画の見直しに係る「基本指針」の考え方（要旨）

「法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、・・・認定区分にかかるとの見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。」

## 2、見直しの要否の基準（平成 29 年 1 月 27 日付内閣府事務連絡 要旨）

平成 28 年 4 月 1 日時点の支給認定区分ごとの子どもの実績値が、計画における量の見込みよりも 10%以上の乖離がある場合。

10%以上の乖離がない場合についても、

平成 29 年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合

又は

市町村計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合

には見直しを行うものとする。

## 支給認定実績値と量の見込みについて

認定区分	平成 28 年 4 月					平成 29 年 4 月				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育	その他	0歳	1・2歳		学校教育	その他	0歳	1・2歳
認定児童数	2,483	1,152	142	776	2,405	1,181	157	802		
量の見込み	2,132	302	978	204	746	2,081	293	954	200	726
-	-49	-174	62	-30	-31	-227	43	-76		
待機児童数	—	-	0	2	30	—	-	4	5	30

1号認定に、子ども・子育て支援新制度へ移行していない私立幼稚園を利用する子どもを含む。

- ・量の見込みと支給認定区分ごとの児童数の乖離は、2号認定において大きくなっている。
- ・平成 29 年 4 月時点、待機児童は主に 3号認定において解消に至っていない。

事業計画の見直しを要する

### 3、「量の見込み」の見直しの考え方

#### (1) 現計画策定時の算出方法

$$\text{「量の見込み」} = \text{①「推計児童数」} \times \text{「潜在家庭類型」} \times \text{「利用意向率」}$$

##### 「推計児童数」

第5次川西市総合計画（計画期間：平成25～34年度）の策定にかかる  
小学校区別人口推計をもとに算出（開発要因等も加えられた推計）

##### 「潜在家庭類型」 及び 「利用意向率」

基本指針に基づき内閣府が作成したアンケート調査・分析方法により算出

#### (2) 中間年における見直し時の算出方法

$$\text{「量の見込み」} = \text{①「補正後の推計児童数」} \times \text{「支給認定割合」}$$

##### 「補正後の推計児童数」

最新の諸情勢（自然増減と社会増減の双方を含む）を踏まえて算出

##### 「支給認定割合」

平成28年4月時点の児童数における、各区分の支給認定子どもの割合

### 4、推計児童数及び支給認定割合の算出の考え方

#### (1) 推計児童数

平成27年及び平成28年4月の推計人口と実績値を比較し、かい離が生じている場合は、社会増減によるものか、自然増減によるものかを分析し、平成31年度末までの見込みを補正。

対応方針 「平成27年及び平成28年4月の推計人口と実績値を比較し」

平成29年4月の実績値も踏まえて推計児童数を算出する

#### (2) 支給認定割合

平成27・28年度の動向、地域の実情等を踏まえて算出。

1号認定 女性の就業増加により、保育所等の利用希望の増加に留意する

2・3号認定 保育認定事由ごとの増減を分析し、かい離の要因を把握する  
(就労・求職活動・育児休業・妊娠・出産・災害復旧)

対応方針 「平成27・28年度の動向を踏まえて算出」

平成27～29年度の動向を踏まえて算出する

5、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し

- (1) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成クラブ）  
利用申込みや登録・待機児童の実績値の分析等を踏まえて見直し
- (2) 延長保育、病児・病後児保育  
保育所等の整備量の拡大に応じて見直し
- (3) その他の事業  
実施状況や利用状況等を踏まえて見直し

6、今後の事業計画の見直しにかかる作業スケジュール（案）

時 期	内 容	備 考
～ 平成 29 年 6 月	量の見込み の 見直し	国・県調査実施
～ 8 月	確保方策 の 見直し	国・県調査実施